

令和5年3月

萩市議会定例会議案（追加）

議 案 目 次

議案番号

件 名

46 萩市個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

議案第46号

萩市個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

令和5年3月2日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

萩市個人情報保護審査会条例（令和4年萩市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

次に掲げる事務を行うため、市に、萩市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 萩市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年萩市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

第3条第1項中「同条第1項」の次に「又は議会個人情報保護条例第45条」を加え、「（市の機関（議会を除く。）をいう。）」を「（萩市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年萩市条例第18号）第2条第1項に規定する市の実施機関をいう。以下同じ。）又は議長」に改め、同条第2項中「又は第102条第1項」を「若しくは第102条第1項又は議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項若しくは第42条第1項」に改め、「第60条第1項」の次に「又は議会個人情報保護条例第2条第4項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。